

大阪広域水道企業団公印管理規程の一部を改正する規程
のあらまし

- 1 公印は、やむを得ない理由がある場合に限り、公印の管守者の許可を受けて公印を管守する場所以外の場所で、使用することができるものとしします。
- 2 企業長の印（契約専用）、分任金銭出納員の印及び現金取扱員領収印を定めます。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行します。